

未成年者控除額の計算書 障害者控除額

被相続人

第6表
(平成27年7月以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名					計	
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額	②	10万円×(20歳-__歳) = 0,000円	10万円×(20歳-__歳) = 0,000円	10万円×(20歳-__歳) = 0,000円	10万円×(20歳-__歳) = 0,000円	円 0,000
未成年者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額	③	円	円	円	円	円
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額(②-③)	④	円	円	円	円	計 円 ④
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名					計	
扶養義務者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
未成年者控除額	⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。						

過去の相続の際に未成年者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「10万円×(20歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

障害者の氏名	一般障害者		特別障害者		計	
	年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳		歳
障害者控除額	②	10万円×(85歳-__歳) = 0,000円	10万円×(85歳-__歳) = 0,000円	20万円×(85歳-__歳) = 0,000円	20万円×(85歳-__歳) = 0,000円	円 0,000
障害者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬-⑭)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額	③	円	円	円	円	円
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑮」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額(②-③)	④	円	円	円	円	計 円 ④
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) ④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名					計	
扶養義務者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬-⑭)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
障害者控除額	⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑮」欄に転記します。						

過去の相続の際に障害者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「10万円×(85歳-歳)」又は「20万円×(85歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。なお、この場合の障害者控除額の計算方法については税務署にお尋ねください。

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

相次相続控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第7表
(平成21年4月分以降用)

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算					
前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先			
国税 太助	国税 太郎の父	春日部 税務署			
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)	④ 10年 - ③の年数		
平成 21年 3月 10日	平成 30年 5月 11日	9年	1年		
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤-⑥)の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)		
19,411,546円	4,250,000円	15,161,546円	495,602,246円		
(⑥の相続税額)	⑧の金額 495,602,246円		相次相続控除額の総額		
4,250,000円	⑦の金額 15,161,546円				
$\frac{4,250,000}{15,161,546} \times \frac{495,602,246}{15,161,546} \times \frac{1}{10} \text{年} =$			④の年数 1年		
			425,000円		
2 各相続人の相次相続控除額の計算					
(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑨ 相次相続控除額の総額	⑩ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑪ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑫ 各人の⑩の割合	⑬ 各人の相次相続控除額(⑨×各人の⑫の割合)
国税 花子	(上記⑨の金額)	253,286,750円	⑪ 495,602,246円	0.5110686	217,204円
国税 一郎		129,636,813		0.2615743	111,169
税務 幸子		112,678,683		0.2273570	96,627
	425,000円				
(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑭ 相次相続控除額の総額	⑮ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の④の金額)	⑯ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の④の各人の合計)	⑰ 各人の⑮の割合	⑱ 各人の相次相続控除額(⑭×各人の⑰の割合)
	(上記⑭の金額)		⑯		円

(注) 1 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
2 各人の⑬又は⑱欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額⑬」欄に転記します。

外国税額控除額の計算書

被相続人

第8表 (平成30年分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③ ①の日 現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算 税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算 在外純財 産の価額	⑥ ⑤の金額 取得財産 の価額 割合	⑦ 相次相続控除 後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうち いずれか少ない金額)
	① 納期限 (年月日)	② 税額						
	..			円	円		円	円
	..							
	..							
	..							
	..							
	..							

- (注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
 3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑩× $\frac{\text{第3表の各農業相続人の⑫の金額}}{1}$)	②		
納税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑬+⑭)の金額	③		
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑩× $\frac{\text{第3表の各農業相続人の⑫の金額}}{1}$)	⑤		
計の金額 (③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

- (注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑮」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除若しくは医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける場合は、第8表の5表の⑬欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑮」欄に転記します。

この計算書は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合に記入します。「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合は、この計算書ではなく第8の2表に記入してください。

特例株式等納税猶予税額の計算書

被相続人
特例経営承継人
(特例経営承継人等・特例経営相続承継受贈者)

第8の2表(平成30年分以降用)

この計算書は、特例経営承継人等又は特例経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例に係る納税猶予税額(特例株式等納税猶予税額)を算出するために使用します。

私は、第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」又は第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式(出資)のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項、同法第70条の7の8第1項)の適用を受けます。

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① この計算書の特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額
② この計算書の特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額
③ この計算書の特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額
④ 控除未済債務額
⑤ 特定価額
⑥ この計算書の特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額
⑦ 基礎控除額
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名
⑩ 法定相続分
特定価額に基づく相続税の総額の計算
⑪ 法定相続分に応ずる取得金額
⑫ 相続税の総額の基礎となる税額

(注) 1 ⑩欄の「第1表の(①+②)」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。

2 特例株式等納税猶予税額の計算

① (特例経営承継人の第1表の(⑧+⑩-⑫))の金額
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額
a ②+③-特例経営承継人の第1表の⑫の金額
b 特例経営承継人の第1表の⑩欄に基づく算出税額
④ (①+a-b)の金額
⑤ (a-④)の金額
⑥ 特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額

※の項目は記入する必要はありません

(注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。

※税務署整理欄 入力 確認

第8の2の2表(平30.7)

(資4-20-9-12-A4統一)

特例経営承継人が2人以上いる場合には、特例経営承継人ごとにこの計算書を作成します。

この明細書は特例対象非上場株式等に係る会社1社ごとに作成します。

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。	被相続人	
	特例経営承継相続人等	

第8の2の2表の付表1(平成30年分以降用)

1 特例対象非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑧ 特例承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)(署)			確認年月日	
③ 事業種目			確認番号	
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑨ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円		認定番号	
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人			
⑦ 相続開始の日から5か月後における特例経営承継相続人等の役職名		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無

2 特例対象非上場株式等の明細

① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の2(2)参照)	円	⑤ 価額(③×④)	円
								A	

3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(同法第70条の7の6)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	平成 年 月 日	署	

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第14項第9号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「4(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「4(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(②/③)						%	

上記の明細の内容に相違ありません。平成 年 月 日

※の項目は記入する必要がありません。

所在地 _____
 会社名 _____
 代表者氏名 _____ 印

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認		
---------	---------	---	----	----	--	--

生命保険金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第9表
(平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	30・7・6	29,629,483 ^円	国税 一郎
〃	〃	30・7・6	5,000,000	〃
千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険(相)	30・7・11	10,000,000	〃
中央区〇〇2丁目×番	△△生命保険(相)	30・8・8	20,000,000	税務 幸子
中央区〇〇1丁目×番	(株)〇〇生命保険	30・9・5	10,768,125	〃

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の法定相続人の数〕 (500万円× <input type="text" value="3"/> 人 により計算した金額を右の④に記入します。)		④ 円 15,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 ($\text{④} \times \frac{\text{①}}{\text{⑤}}$)	③ 課税金額 (①-②)
国税 一郎	44,629,483 ^円	8,878,826 ^円	35,750,657 ^円
税務 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951
合計	⑤ 75,397,608	15,000,000	60,397,608

- (注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(平30.7)

(資4-20-10-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。